

第二級総合無線通信士「法規」試験問題

25問 2時間30分

A－1 総務大臣が無線局の免許を与えないことができる者に関する次の事項のうち、電波法（第5条）の規定に照らし、この規定に定めるところに該当するものはどれか。下の1から4までのうちから一つ選べ。

- 1 無線局を廃止し、その廃止の日から2年を経過しない者
- 2 無線局の免許の取消しを受け、その取消しの日から2年を経過しない者
- 3 無線局の免許の有効期間満了により免許が効力を失い、その効力を失った日から2年を経過しない者
- 4 無線局の予備免許の際に指定された工事落成の期限経過後2週間以内に工事が落成した旨の届出がなかったことにより免許を拒否され、その拒否の日から2年を経過しない者

A－2 総務大臣が海上移動業務の無線局の免許の申請書を受理したときの審査項目に関する次の事項のうち、電波法（第7条）の規定に照らし、この規定に定めるところに該当しないものはどれか。下の1から4までのうちから一つ選べ。

- 1 総務省令で定める無線局（基幹放送局を除く。）の開設の根本的基準に合致すること。
- 2 周波数の割当てが可能であること。
- 3 工事設計が電波法第3章（無線設備）に定める技術基準に適合すること。
- 4 その無線局の業務を維持するに足る技術的能力があること。

A－3 無線局の免許状に関する次の記述のうち、電波法（第21条及び第24条）及び電波法施行規則（第38条）の規定に照らし、これらの規定に定めるところに適合しないものはどれか。下の1から4までのうちから一つ選べ。

- 1 無線局の免許がその効力を失ったときは、免許人であった者は、速やかにその免許状を廃棄し、その旨を総務大臣に報告しなければならない。
- 2 免許人は、免許状に記載した事項に変更を生じたときは、その免許状を総務大臣に提出し、訂正を受けなければならない。
- 3 遭難自動通報局（携帯用位置指示無線標識のみを設置するものに限る。）、船上通信局、陸上移動局、携帯局及び無線標定移動局にあっては、その無線設備の常置場所に免許状を備え付けなければならない。
- 4 船舶局、無線航行移動局又は船舶地球局にあっては、免許状は、主たる送信装置のある場所の見やすい箇所に掲げておかなければならない。ただし、掲示を困難とするものについては、その掲示を要しない。

A－4 船舶局の時計の時刻の照合、無線設備の機能試験及び電源用蓄電池の充電に関する次の記述のうち、無線局運用規則（第3条、第5条、第6条及び第8条の2）の規定に照らし、これらの規定に定めるところに適合しないものはどれか。下の1から4までのうちから一つ選べ。

- 1 義務船舶局等（注）に備え付けておかなければならない時計は、その時刻を毎日1回以上中央標準時又は協定世界時に照合しておかなければならない。

注 義務船舶局及び義務船舶局のある船舶に開設する総務省令で定める船舶地球局をいう。以下2において同じ。

- 2 義務船舶局等の無線設備の補助電源用蓄電池は、その船舶の航行中は、毎日十分に充電しておかなければならない。
- 3 義務船舶局の無線設備（デジタル選択呼出装置による通信を行うものに限る。）は、その船舶の航行中毎日1回以上、当該無線設備によって通信連絡を行い、その機能を確認しておかなければならない。
- 4 義務船舶局の遭難自動通報設備は、1年以内の期間ごとに、別に告示する方法により、その無線設備の機能を確認しておかなければならない。

A－5 次の記述は、受信設備の条件及び受信設備に対する総務大臣の監督について述べたものである。電波法（第29条及び第82条）及び無線設備規則（第24条）の規定に照らし、 内に入れるべき最も適切な字句の組合せを下の1から4までのうちから一つ選べ。

なお、同じ記号の 内には、同じ字句が入るものとする。

- ① 受信設備は、その副次的に発する電波又は高周波電流が、総務省令で定める限度を超えて **A** の機能に支障を与えるものであってはならない。
- ② ①の副次的に発する電波が **A** の機能に支障を与えない限度は、受信空中線と電氣的常数の等しい擬似空中線回路を使用して測定した場合に、その回路の電力が **B** 以下でなければならない。
- ③ 無線設備規則第24条（副次的に発する電波等の限度）各項の規定において、②にかかわらず別段の定めのあるものは、その定めるところによるものとする。
- ④ 総務大臣は、受信設備が副次的に発する電波又は高周波電流が **A** の機能に **C** 障害を与えるときは、その設備の所有者又は占有者に対し、その障害を除去するために必要な措置を執るべきことを命ずることができる。
- ⑤ 総務大臣は、放送の受信を目的とする受信設備以外の受信設備について④の措置を執るべきことを命じた場合において特に必要があると認めるときは、 **D** ことができる。

A	B	C	D
1 他の無線設備	40ナノワット	②に定める限度を超えて	当該措置の内容の報告を求める
2 電気通信業務の用に供する無線設備	40ナノワット	継続的かつ重大な	当該措置の内容の報告を求める
3 他の無線設備	4ナノワット	継続的かつ重大な	その職員を当該設備のある場所に派遣し、その設備を検査させる
4 電気通信業務の用に供する無線設備	4ナノワット	②に定める限度を超えて	その職員を当該設備のある場所に派遣し、その設備を検査させる

A－6 次の記述は、義務船舶局等（注）の無線設備の条件について述べたものである。無線設備規則（第38条及び第38条の4）の規定に照らし、 内に入れるべき最も適切な字句の組合せを下の1から4までのうちから一つ選べ。

注 義務船舶局及び義務船舶局のある船舶に開設する総務省令で定める船舶地球局をいう。

- ① 義務船舶局に備えなければならない無線電話であって、 **A** を使用するものは、航海船橋において通信できるものでなければならない。
- ② 義務船舶局等に備えなければならない無線設備（遭難自動通報設備を除く。）は、通常操船する場所において、 **B** を送り、又は受けることができるものでなければならない。
- ③ 義務船舶局に備えなければならない **C** 及び無線設備規則第45条の3の5（航海情報記録装置等を備える衛星位置指示無線標識）に規定する無線設備は、通常操船する場所から遠隔制御できるものでなければならない。ただし、通常操船する場所の近くに設置する場合はこの限りでない。
- ④ ①から③までについては、船体の構造その他の事情により総務大臣が当該規定によることが困難又は不合理であると認めて別に告示する無線設備については、適用しない。

A	B	C
1 F3E電波156.8MHz	遭難通信及び船舶の航行に関する通信	ナブテックス受信機
2 F3E電波156.8MHz	遭難通信	衛星非常用位置指示無線標識
3 J3E電波2,182kHz	遭難通信及び船舶の航行に関する通信	衛星非常用位置指示無線標識
4 J3E電波2,182kHz	遭難通信	ナブテックス受信機

A－7 次の記述は、船舶局無線従事者証明について述べたものである。電波法（第48条の2）及び電波法施行規則（第34条の11）の規定に照らし、 内に入れるべき最も適切な字句の組合せを下の1から4までのうちから一つ選べ。
なお、同じ記号の 内には、同じ字句が入るものとする。

- ① 電波法第39条（無線設備の操作）第1項本文の総務省令で定める義務船舶局等（注）の A を行おうとする者は、総務大臣に申請して、船舶局無線従事者証明を受けることができる。
- 注 義務船舶局及び義務船舶局のある船舶に開設する総務省令で定める船舶地球局をいう。以下同じ。
- ② 総務大臣は、船舶局無線従事者証明を申請した者が、総務省令で定める無線従事者の資格を有し、かつ、次の(1)又は(2)に該当するときは、船舶局無線従事者証明を行わなければならない。
- (1) 総務大臣が当該申請者に対して行う義務船舶局等の A に関する訓練の課程を修了したとき。
- (2) 総務大臣が(1)の訓練の課程と同等の内容を有するものであると認定した訓練の課程を修了しており、その修了した日から B を経過していないとき。
- ③ ②の総務省令で定める無線従事者の資格は、第一級総合無線通信士、第二級総合無線通信士、第三級総合無線通信士、第一級海上無線通信士、第二級海上無線通信士、第三級海上無線通信士又は C とする。

A	B	C
1 無線設備の操作	3年	第一級海上特殊無線技士
2 無線設備の操作又はその監督	3年	第四級海上無線通信士
3 無線設備の操作	5年	第四級海上無線通信士
4 無線設備の操作又はその監督	5年	第一級海上特殊無線技士

A－8 航空機局等の運用等に関する次の記述のうち、電波法（第70条の2及び第70条の5）及び無線局運用規則（第149条）の規定に照らし、これらの規定に定めるところに適合しないものはどれか。下の1から4までのうちから一つ選べ。

- 1 航空機局の運用は、その航空機の航行中に限る。ただし、受信装置のみを運用するとき、電波法第52条（目的外使用の禁止等）各号に掲げる通信（遭難通信、緊急通信、安全通信、非常通信、放送の受信、その他総務省令で定める通信をいう。）を行うとき、その他総務省令で定める場合は、この限りでない。
- 2 航空局は、航空機局から自局の運用に妨害を受けたときは、妨害している航空機局に対して、その妨害を除去するために必要な措置を執ることを求めることができる。航空機局は、航空局と通信を行う場合において、通信の順序若しくは時刻又は使用電波の型式若しくは周波数について、航空局から指示を受けたときは、その指示に従わなければならない。
- 3 航空機局は、その航空機の航行中は、総務省令で定める方法により、責任航空局又は交通情報航空局と連絡しなければならない。ただし、航空交通管制に関する通信を取り扱う航空局で他に適当なものがあるときは、その航空局とする。
- 4 航空機局が行う責任航空局に対する連絡は、やむを得ない事情があるときは、他の航空機局を経由して行うことができる。また、交通情報航空局に対する連絡は、やむを得ない事情があるときは、これを要しない。

A－9 海上移動業務の無線電話通信において、無線局が不確実な呼出しを受信した場合の応答に関する次の記述のうち、無線局運用規則（第26条）の規定に照らし、この規定に定めるところに適合するものはどれか。下の1から4までのうちから1つ選べ。

- 1 無線局は、自局に対する呼出しであることが確実でない呼出しを受信したときは、その呼出しが反復され、かつ、自局に対する呼出しであることが確実に判明するまで応答してはならない。
- 2 無線局は、自局に対する呼出しを受信した場合において、呼出局の呼出名称が不確実であるときは、その呼出しが反復され、かつ、呼出局の呼出名称が確実に判明するまで応答してはならない。
- 3 無線局は、自局に対する呼出しであることが確実でない呼出しを受信したときは、その呼出しが反復され、かつ、呼出局の呼出名称が確実に判明するまで応答してはならない。
- 4 無線局は、自局に対する呼出しを受信した場合において、呼出局の呼出名称が不確実であるときは、（1）こちらは（2）自局の呼出名称（3）どうぞ を順次送信して、直ちに応答しなければならない。

A－10 次の記述は、無線電話通信における通報の送信及び誤送の訂正について述べたものである。無線局運用規則（第18条、第29条及び第31条）の規定に照らし、 内に入れるべき最も適切な字句の組合せを下の1から4までのうちから一つ選べ。

- ① 呼出しに対し応答を受けたときは、相手局が **A** を送信した場合及び呼出しに使用した電波以外の電波に変更する場合を除き、直ちに通報の送信を開始するものとする。
- ② 通報の送信は、次の(1)から(5)までに掲げる事項を順次送信して行うものとする。ただし、呼出しに使用した電波と同一の電波により送信する場合は、次の **B** に掲げる事項の送信を省略することができる。
- (1) 相手局の呼出名称 1回
- (2) こちらは 1回
- (3) 自局の呼出名称 1回
- (4) 通報
- (5) どうぞ 1回
- ③ ②の送信において、通報は、「終わり」をもって終わるものとする。
- ④ 送信中において誤った送信をしたことを知ったときは、 **C** を前置して、 **D** から更に送信しなければならない。

	A	B	C	D
1	「お待ちください」	(1)から(3)まで	訂正	正しく送信した適當の語字
2	「お待ちください」	(1)	誤送信	通報の最初
3	「ただいま試験中」	(1)から(3)まで	誤送信	正しく送信した適當の語字
4	「ただいま試験中」	(1)	訂正	通報の最初

A－11 次の記述は、海上移動業務における無線電話通信による試験電波の発射について述べたものである。無線局運用規則（第14条、第18条及び第39条）の規定に照らし、 内に入れるべき最も適切な字句の組合せを下の1から4までのうちから一つ選べ。

なお、同じ記号の 内には、同じ字句が入るものとする。

- ① 無線局は、無線機器の試験又は調整のため電波の発射を必要とするときは、発射する前に自局の発射しようとする **A** によって聴守し、他の無線局の通信に混信を与えないことを確かめた後、次の(1)から(3)までの事項を順次送信し、更に1分間聴守を行い、他の無線局から停止の請求がない場合に限り、 **B** の連続及び自局の呼出名称1回を送信しなければならない。この場合において、 **B** の連続及び自局の呼出名称の送信は、10秒間を超えてはならない。
- (1) 「ただいま試験中」 3回
- (2) こちらは 1回
- (3) 自局の呼出名称 3回
- ② ①の試験又は調整中は、しばしばその電波の周波数により聴守を行い、 **C** を確かめなければならない。

	A	B	C
1	電波の周波数	試験電波発射中	他の無線局から停止の要求がないかどうか
2	電波の周波数及びその他必要と認める周波数	試験電波発射中	他の無線局の通信に混信を与えないこと
3	電波の周波数	本日は晴天なり	他の無線局の通信に混信を与えないこと
4	電波の周波数及びその他必要と認める周波数	本日は晴天なり	他の無線局から停止の要求がないかどうか

A－12 総務大臣に対する報告に関する次の記述のうち、電波法（第80条、第81条及び第81条の2）の規定に照らし、これらの規定に定めるところに適合しないものはどれか。下の1から4までのうちから1つ選べ。

- 1 無線局の免許人は、遭難通信を行ったときは、総務省令で定める手続により、総務大臣に報告しなければならない。
- 2 無線局の免許人は、電波法又は電波法に基づく命令の規定に違反して運用した無線局を認めたときは、総務省令で定める手続により、総務大臣に報告しなければならない。
- 3 総務大臣は、無線通信の秩序の維持その他無線局の適正な運用を確保するため必要があると認めるときは、免許人又は無線従事者に対し、無線局に関し報告を求めることができる。
- 4 総務大臣は、電波法を施行するため必要があると認めるときは、船舶局無線従事者証明を受けている者に対し、船舶局無線従事者証明に関し報告を求めることができる。

A－13 次の記述は、緊急通信について述べたものである。電波法（第52条及び第67条）及び無線局運用規則（第93条）の規定に照らし、 内に入れるべき最も適切な字句の組合せを下の1から5までのうちから一つ選べ。
なお、同じ記号の 内には、同じ字句が入るものとする。

- ① 緊急通信とは、船舶又は航空機が重大かつ急迫の危険に A 場合その他緊急の事態が発生した場合に緊急信号を前置する方法その他総務省令で定める方法により行う無線通信をいう。
- ② 海岸局等（注）は、緊急信号又は電波法第52条（目的外使用の禁止等）第2号の総務省令で定める方法により行われる無線通信を受信したときは、遭難通信を行う場合を除き、その通信が B までの間（ C による緊急信号を受信した場合には、少なくとも D ）継続してその緊急通信を受信しなければならない。
- 注 海岸局、海岸地球局、船舶局及び船舶地球局をいう。
- ③ C による緊急信号を受信した海岸局、船舶局又は船舶地球局は、緊急通信が行われないか又は緊急通信が終了したことを確かめた上でなければ再び通信を開始してはならない。
- ④ ③の緊急通信が自局に対して行われるものでないときは、海岸局、船舶局又は船舶地球局は、③にかかわらず緊急通信に使用している周波数以外の周波数の電波により通信を行うことができる。

A	B	C	D
1 陥った場合又は陥るおそれがある	自局に関係のないことを確認する	デジタル選択呼出装置	15分間
2 陥った場合又は陥るおそれがある	終了する	モールス無線電信又は無線電話	3分間
3 陥るおそれがある	自局に関係のないことを確認する	モールス無線電信又は無線電話	3分間
4 陥るおそれがある	終了する	デジタル選択呼出装置	15分間
5 陥るおそれがある	自局に関係のないことを確認する	デジタル選択呼出装置	3分間

A－14 次の記述は、海上移動業務において安全信号等を受信した場合の措置について述べたものである。電波法（第68条）及び無線局運用規則（第99条）の規定に照らし、 内に入れるべき最も適切な字句の組合せを下の1から4までのうちから一つ選べ。

- ① 海岸局及び船舶局は、 A 安全通信を取り扱わなければならない。
- ② 海岸局又は船舶局において安全信号又は電波法施行規則第36条の2（遭難通信等）第3項に規定する方法により行われた通信（安全通信のことをいう。）を受信したときは、遭難通信及び緊急通信を行う場合を除くほか、 B を中止して直ちにその安全通信を受信し、必要に応じてその要旨をその海岸局の責任者又は C に通知しなければならない。

A	B	C
1 速やかに、かつ、確実に	すべての通信	船舶局の責任者
2 速やかに、かつ、確実に	これに混信を与える一切の通信	船舶の責任者
3 遭難通信に次ぐ優先順位をもって	これに混信を与える一切の通信	船舶局の責任者
4 遭難通信に次ぐ優先順位をもって	すべての通信	船舶の責任者

A－15 暗語に関する次の記述のうち、国際電気通信連合条約（第40条）の規定に照らし、この規定に定めるところに適合しないものはどれか。下の1から4までのうちから一つ選べ。

- 1 官用電報及び業務用電報は、すべての関係において暗語により記載することができる。
- 2 構成国は、暗語による私報の自国の領域における発着を認める場合においても、暗語による私報の中継を認めないことができる。
- 3 構成国は、暗語による私報の自国の領域における発着を認めない場合においても、国際電気通信連合憲章第35条（業務の停止）に規定する業務の停止のときを除くほか、暗語による私報の中継を認めなければならない。
- 4 暗語による私報は、すべての構成国の間において認められる。ただし、私報に対して暗語を認めないことを事務総局長を経由してあらかじめ通告した構成国については、この限りでない。

A－16 次の記述は、無線局が誤った遭難警報を送信した場合の措置について述べたものである。無線局運用規則（第75条）の規定に照らし、 内に入れるべき最も適切な字句の組合せを下の1から4までのうちから一つ選べ。

- ① 無線局は、誤って遭難警報を送信した場合は、直ちにその旨を **A** へ通報しなければならない。
- ② 船舶局は、 **B** 誤った遭難警報を送信した場合は、当該遭難警報の周波数に関連する無線局運用規則第70条の2（使用電波）第1項第3号に規定する周波数の電波を使用して、無線電話により、次の(1)から(7)までに掲げる事項を順次送信して当該遭難警報を取り消す旨の通報を行わなければならない。

(1) 各局 3回

(2) こちらは 1回

(3) 遭難警報を送信した船舶の船名 3回

(4) 自局の呼出符号又は呼出名称 1回

(5) 海上移動業務識別 1回

(6) 遭難警報取消し 1回

(7) 遭難警報を発射した時刻（協定世界時であること。） 1回
- ③ 船舶局は、②の遭難警報の取消しを行ったときは、 **C** しなければならない。

A	B	C
1 海上保安庁	無線電話により	適当な間隔を置いてその通報を少なくとも2回反復
2 海上保安庁	デジタル選択呼出装置を使用して	当該取消しの通報を行った周波数によって聴守
3 適当な一般海岸局	無線電話により	当該取消しの通報を行った周波数によって聴守
4 適当な一般海岸局	デジタル選択呼出装置を使用して	適当な間隔を置いてその通報を少なくとも2回反復

A－17 次の記述は、遭難通報等を受信した航空局の執るべき措置について述べたものである。無線局運用規則（第171条の3）の規定に照らし、 内に入れるべき最も適切な字句の組合せを下の1から4までのうちから一つ選べ。
なお、同じ記号の 内には、同じ字句が入るものとする。

- ① 航空局は、自局をあて先として送信された遭難通報を受信したときは、直ちにこれに応答しなければならない。
- ② 航空局は、自局以外の無線局（海上移動業務の無線局を除く。）をあて先として送信された遭難通報を受信した場合において、これに対する当該無線局の応答が認められないときは、 **A** しなければならない。ただし、他の無線局が既に応答した場合にあっては、この限りでない。
- ③ 航空局は、あて先を特定しない遭難通報を受信したときは、 **B** しなければならない。ただし、他の無線局が既に応答した場合にあっては、この限りでない。
- ④ 航空局は、①から③までにより遭難通報に応答したときは、直ちに当該遭難通報を **C** しなければならない。
- ⑤ 航空局は、携帯用位置指示無線標識の通報、衛星非常用位置指示無線標識の通報又は航空機用救命無線機等の通報を受信したときは、直ちにこれを **C** しなければならない。

A	B	C
1 遅滞なく、当該遭難通報に応答	現に通信中の場合を除き、遅滞なく、これに応答	通信可能の範囲内にあるすべての航空機局に送信
2 当該無線局が応答することができるように、応答をしばらく遅らせて、応答	遅滞なく、これに応答	通信可能の範囲内にあるすべての航空機局に送信
3 当該無線局が応答することができるように、応答をしばらく遅らせて、応答	現に通信中の場合を除き、遅滞なく、これに応答	航空交通管制の機関に通報
4 遅滞なく、当該遭難通報に応答	遅滞なく、これに応答	航空交通管制の機関に通報

A－18 無線局に備え付けなければならない時計、無線業務日誌又は業務書類に関する次の記述のうち、電波法施行規則（第38条の3）の規定に照らし、この規定に定めるところに適合しないものはどれか。下の1から4までのうちから一つ選べ。

- 1 2以上の無線局が無線設備を共用している場合の当該無線局に備え付けなければならない時計、無線業務日誌又は電波法施行規則第38条（備付けを要する業務書類）に規定する書類については、同一の免許人又は登録人に属する一の無線局に備え付けたものを共用することができる。
- 2 電波法第60条（時計、業務書類等の備付け）の規定により無線局に備え付けなければならない無線業務日誌又は電波法施行規則第38条に規定する書類であって、総務大臣が無線局ごとに備え付ける必要がないと認めるものについては、同一の免許人又は登録人に属する一の無線局に備え付けたものを共用することができる。
- 3 同一の船舶又は航空機を設置場所とする2以上の無線局において当該無線局に備え付けなければならない時計、無線業務日誌又は電波法施行規則第38条に規定する書類であって総務大臣が無線局ごとに備え付ける必要がないと認めるものについては、いずれかの無線局に備え付けたものを共用することができる。
- 4 電波法第60条の規定により無線局に備え付けなければならない無線業務日誌又は電波法施行規則第38条に規定する書類であって、当該無線局に備え付けておくことが困難であるものについては、備付けを省略することができる。

A－19 遭難警報、緊急信号、安全信号等に関する次の記述のうち、無線通信規則（第32条及び第33条）の規定に照らし、これらの規定に定めるところに適合しないものはどれか。下の1から4までのうちから一つ選べ。

- 1 遭難警報若しくは遭難呼出し及びこれに続く遭難通報、緊急呼出フォーマット若しくは緊急信号又は安全呼出フォーマット若しくは安全信号は、移動局又は移動地球局を有する船舶、航空機その他の移動体の責任者の権限に基づいてのみ送信しなければならない。
- 2 遭難警報又は遭難呼出しの送信は、移動体又は人が重大かつ急迫な危険にさらされており、かつ即時の救助を求めていることを示す。
- 3 緊急呼出フォーマット及び緊急信号は、呼出局が移動体又は人の安全に関して送信すべき非常に緊急な通報を有していることを示す。
- 4 安全呼出フォーマット又は安全信号は、呼出局が送信すべき重要な航行警報又は気象警報を有していることを示す。

A－20 次の記述は、S O L A S条約（改正含む。）（注）附属書第4章（無線通信）の規定が適用になる船舶に備える無線設備の要件について述べたものである。同条約附属書第4章第6規則（無線設備）の規定に照らし、 内に入れるべき最も適切な字句の組合せを下の1から5までのうちから一つ選べ。

注 海上人命安全条約

- ① 無線設備は、次の(1)から(5)までに掲げる要件を満たすものでなければならない。
 - (1) その適正な使用に対し機械的、電気的その他の原因による妨害を受けない位置並びに他の設備及び装置と A に両立し及び有害な相互作用が生じないことを確保するような位置に設けること。
 - (2) できる限り B に設けること。
 - (3) 水又は極端な高温若しくは低温及び他の害を与える環境上の条件による影響から保護すること。
 - (4) 無線設備を操作するための装置を十分に照明するような照明であって、主電源及び非常電源から独立した、確実に機能しかつ恒久的に取り付けられたものを備えること。
 - (5) 無線設備の使用に適用する呼出符号、船舶局識別その他の符号を明確に表示すること。
- ② 航行の安全のために要求される C の通信路の制御器は、操舵を指揮する場所に近い船橋内の位置において直ちに使用することができるようにしておくものとし、また、必要な場合には、船橋の両翼から無線通信を行うことを可能にする設備を設ける。持ち運び式V H F装置は、当該設備に代えて使用することができる。

A	B	C
1 電磁的	船橋の近くの、かつ、振動及び衝撃の少ない位置	M F 及びV H F 無線電話
2 電氣的	高度の安全性及び運用の利用可能性を確保するような位置	M F 及びV H F 無線電話
3 電磁的	高度の安全性及び運用の利用可能性を確保するような位置	V H F 無線電話
4 電氣的	船橋の近くの、かつ、振動及び衝撃の少ない位置	V H F 無線電話
5 電氣的	高度の安全性及び運用の利用可能性を確保するような位置	V H F 無線電話

B－1 次の記述は、無線局の登録について述べたものである。電波法（第27条の18）の規定に照らし、 内に入れるべき最も適切な字句を下の1から10までのうちからそれぞれ一つ選べ。

なお、同じ記号の 内には、同じ字句が入るものとする。

- ① 電波を発射しようとする場合において当該電波と周波数を同じくする電波を受信することにより ア する機能を有する無線局その他 イ （総務省令で定めるものに限る。以下同じ。）を同じくする他の無線局の運用を阻害するような混信その他の妨害を与えないように運用することのできる無線局のうち総務省令で定めるものであって、 ウ のみを使用するものを総務省令で定める エ 開設しようとする者は、総務大臣の登録を受けなければならない。
- ② ①の総務大臣の登録を受けようとする者は、総務省令で定めるところにより、次の(1)から(4)までに掲げる事項を記載した申請書を総務大臣に提出しなければならない。

(1) 氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名

(2) 開設しようとする無線局の イ

(3) 無線設備の設置場所

(4) オ

- | | |
|------------------|---------------------------|
| 1 自己の識別信号を自動的に送信 | 2 一定の時間自己の電波を発射しないことを確保 |
| 3 無線設備の規格 | 4 通信の相手方及び通信事項 |
| 5 適合表示無線設備 | 6 総務大臣の行う型式検定に合格した無線設備の機器 |
| 7 用途のために | 8 区域内に |
| 9 周波数及び空中線電力 | 10 空中線電力及び空中線の型式 |

B－2 第二級総合無線通信士が行うことができる操作の範囲に関する次の事項のうち、電波法施行令（第3条）の規定に照らし、この規定に定めるところに該当するものを1、該当しないものを2として解答せよ。

- ア 船舶地球局の無線設備の国際通信のための通信操作
- イ 海岸局の無線設備で空中線電力500ワットのものの技術操作
- ウ 海上移動業務の無線局の無線設備の国内通信のための通信操作
- エ 基幹放送局の無線設備で空中線電力250ワットのものの技術操作
- オ 航空機に施設する無線設備で空中線電力500ワットのものの技術操作

B－3 総務大臣がその職員を無線局に派遣し、その無線設備等を検査させることができることに関する次の事項のうち、電波法（第73条）の規定に照らし、この規定に定めるところに該当するものを1、該当しないものを2として解答せよ。

- ア 無線局のある船舶又は航空機が外国へ出港しようとするとき。
- イ 無線局の発射する電波の質が総務省令で定めるものに適合していないと認め、電波の発射の停止を命じた無線局からその発射する電波の質が総務省令の定めるものに適合するに至った旨の申出があったとき。
- ウ 無線局の検査の結果について指示を受けた免許人から総務大臣又は総合通信局長（沖縄総合通信事務所長を含む。）に対し、その指示に対する措置の内容について報告があったとき。
- エ 電波利用料を納めないため督促状によって督促を受けた免許人が、指定の期限までにその督促に係る電波利用料を納めないとき。
- オ 総務大臣が、無線設備が電波法第3章（無線設備）に定める技術基準に適合していないと認め、当該無線設備を使用する無線局の免許人に対し、その技術基準に適合するように当該無線設備の修理その他の必要な措置を執るべきことを命じたとき。

B－4 義務船舶局の無線業務日誌に記載しなければならないものに関する次の事項のうち、電波法施行規則（第40条）の規定に照らし、この規定に定めるところに適合するものを**1**、適合しないものを**2**として解答せよ。

- ア** 通信のたびごとに、次の事項
- ① 通信の開始及び終了の時刻
 - ② 相手局の識別信号
 - ③ 使用電波の型式及び周波数
 - ④ 相手局から通知を受けた事項の概要
- イ** 無線局の検査の結果について総合通信局長（沖縄総合通信事務所長を含む。）から指示を受け相当な措置をしたときは、その措置の内容
- ウ** 無線局運用規則第6条（義務船舶局等の無線設備の機能試験）及び同規則第7条（双方向無線電話の機能試験）に規定する機能試験の結果の詳細
- エ** 船舶局が外国において、あらかじめ総務大臣が告示した以外の運用の制限をされた場合は、その事実及び措置の内容
- オ** 船舶の位置、方向、気象状況その他船舶の安全に関する事項の通信の概要

B－5 次の記述は、航空移動業務等の局の執務時間について述べたものである。無線通信規則（第40条）の規定に照らし、
 内に入れるべき最も適切な字句を下の**1**から**10**までのうちからそれぞれ一つ選べ。
なお、同じ記号の 内には、同じ字句が入るものとする。

- ① 航空移動業務及び航空移動衛星業務の各局は、 に正しく調整した正確な時計を備え付けなければならない。
- ② 航空局又は航空地球局の執務は、その局が飛行中の航空機との無線通信業務に対して責任を負う全時間中 としなければならない。
- ③ 飛行中の航空機局及び航空機地球局は、航空機の に不可欠な通信上の必要性を満たすために業務を維持し、また、権限のある機関が要求する を維持しなければならない。さらに、航空機局及び航空機地球局は、安全上の理由がある場合を除くほか、関係の に通知することなく を中止してはならない。

- | | |
|------------------------|----------------------|
| 1 所属する国又は地域の標準時 | 2 協定世界時（UTC） |
| 3 随時 | 4 無休 |
| 5 安全及び正常な飛行 | 6 効率的な飛行 |
| 7 聴守 | 8 通信連絡 |
| 9 運航管理機関 | 10 航空局又は航空地球局 |